

後期高齢者医療制度特集号

1 後期高齢者医療制度の運営は

少子高齢化が進んでいる中、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるために、平成20年4月からこの制度がスタートしました。長崎県内の市町で構成する**長崎県後期高齢者医療広域連合**(以下、“広域連合”という。)が保険者として運営にあたり、保険料の決定、医療費の支給などを行います。一方、長崎市は、被保険者資格の取得・喪失や医療給付等の受付事務及び保険料の徴収などを行います。

2 対象者(被保険者)は

●75歳以上のかた

※75歳になるかたは75歳の誕生日当日から被保険者となります。手続きの必要はありません。

●65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けたかた(加入希望者のみ)

※対象となるかた…身体障害者手帳(1級～3級、4級の一部)、療育手帳(A1、A2)、又は、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の所持者、若しくは国民年金の障害年金(1級、2級)の受給者

3 保険証(後期高齢者医療被保険者証)は

被保険者一人ひとりに保険証を1枚交付します。

医療機関にかかるときは必ず窓口で提示してください。

平成26年度の保険証の色は**緑色**です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成27年 7月31日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住 所	長崎市栄町4番9号
氏 名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 9年 1月 1日
資格取得年月日	平成21年 1月 1日
発効期日	平成21年 1月 1日
交付年月日	平成26年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保 険 者 番 号	3 9 4 2 0 0 0 5
保 険 者 名	長崎県後期高齢者医療広域連合

有効期限です

被保険者番号です

窓口で支払う負担割合です

■保険証の切り替えについて

毎年8月に保険証の切り替えを行います。

(現在の保険証の有効期限は平成26年7月31日までとなっています。)

平成26年度の新しい保険証は郵送にて7月下旬に交付します。

なお、有効期限が切れた保険証は破棄していただくか、後期高齢者医療室または行政センター・支所・地区事務所にお返しく下さい。

※新たに75歳(被保険者)になるかたには、誕生月の前月末までに保険証を郵送にて交付します。

4 医療を受けるときの自己負担は

(ア) 自己負担割合

医療機関にかかったときに病院などの窓口で支払う額の負担割合です。毎年8月に同じ世帯内の全被保険者の前年の所得に対する「住民税の課税標準額」に応じて、この負担割合を見直します。

一般のかた	現役並み所得者 (課税標準額が145万円以上あるかた) ※
1割	3割

※同じ世帯内の全被保険者のうち、住民税の課税標準額が145万円以上のかたが1人でもいる場合、「現役並み所得者」の3割として判定されます。

ただし、3割と判定されても、収入が法令で定める下記の基準に該当する場合、「基準収入額適用申請書」を申請することにより、負担割合の再判定を行います。

■ 収入による再判定基準(自己負担割合が1割に戻る基準)

- ① 世帯内に被保険者が1人の場合は収入が383万円未満。2人以上の場合、合計520万円未満の場合。
- ② 世帯内に被保険者が1人で収入が383万円以上のかたで、かつ、同じ世帯内の70歳～74歳のかた全員の収入を合わせると520万円未満となる場合。

⇒ ①か②に該当する場合は、原則申請をした月の翌月から自己負担割合が1割となります。

(イ) 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担額が高額になった場合には、一定の限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は下表のとおりです。一度申請すると、次回から自動的に診療月の約3カ月後に登録した口座へ振り込まれます。

また、医療費が高額となった世帯内に後期高齢者医療被保険者である介護保険被保険者がいる場合、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。(高額介護合算療養費という。)

「自己負担限度額(保険適用の医療分)」

区 分	高額医療自己負担限度額		高額医療・介護合算制度 における自己負担限度額
	外来(個人ごと) 月額	外来+入院(世帯単位) 月額	年額(8月～翌年7月)
① 現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※(44,400円)	67万円
② 一般のかた	12,000円	44,400円	56万円
③ 住民税非課税世帯に属するか た(低所得Ⅱ)(④以外)	8,000円	24,600円	31万円
④ ③のうち年金受給額80万円 以下等のかた(低所得Ⅰ(老福))		15,000円	19万円

※()内の金額は、過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額。

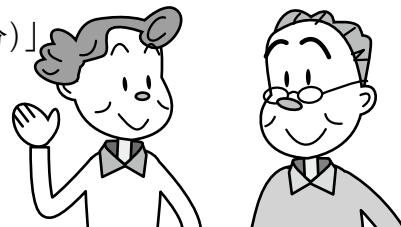
◎ 75 歳になり、この医療制度に加入した月は、被保険者の自己負担限度額が、それまで加入していた医療保険制度と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額の 2 分の 1 となります。(月の初日に 75 歳になられたかたは除きます。)

(ウ) 限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合、申請することにより 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

受診（外来・入院）時に医療機関に認定証を提示すると…

窓口での支払いが2頁の表「自己負担限度額（保険適用の医療分）」の自己負担限度額までになり、**入院したときの食事代も** 下表の標準負担額が自己負担となります。



また、療養病床に入院したときは、食費（1食あたり）と 居住費（1日あたり）の標準負担額が自己負担となります。

※軽減を受けるためには、**受診される前に** 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要があります。

※現在すでに交付を受け、8月の更新時に次年度も引き続き交付対象となっているかたには、保険証と同時に認定証を郵送により交付します。(申請の必要はありません。)

「入院時食事代の標準負担額」（食費：1食あたり、居住費：1日あたり）

区 分	一 般 病 床	療 養 病 床
① 現役並み所得者	食 費 260円	食 費 460円 ※1 居住費 320円
② 一般のかた		
③ 住民税非課税世帯に属するかた (④⑤以外)(低所得Ⅱ)	食 費 210円(入院90日まで) 160円(入院90日超) ※2	食 費 210円 居住費 320円
④ ③のうち年金受給額80万円以下 等のかた(⑤以外)(低所得Ⅰ)	食 費 100円	食 費 130円 居住費 320円
⑤ ③のうち老齢福祉年金を受給し ているかた(低所得Ⅰ(老福))		食 費 100円 居住費 0円

※ 1) 一部医療機関では420円の場合もあります。

※ 2) 低所得Ⅱ（区分Ⅱ）の認定証をお持ちのかたで、その交付を受けている期間に入院日数が90日を超えた場合、別途申請により**申請日から**更に食事代が減額されます。

(エ) 特定疾病療養受療証について

高度な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣が指定する特定疾病(※3)の場合、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示することで特定疾病に対する毎月の**自己負担額が10,000円まで**となります。該当されるかたは申請してください。

(※3) 先天性血液凝固因子障害(血友病)の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

5 保険料は

被保険者一人ひとりにかかります。平成26年度の保険料の決定通知及び納入通知書については7月中旬に郵送します。

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(年額※最高57万円) 46,800円 (前年の総所得-33万円)×8.80%

- 均等割額は、全ての被保険者にかかります。
- 所得割額は、被保険者の所得に応じてかかります。
- 被爆者健康手帳をお持ちのかたも、保険料はかかります。
- 年度途中で被保険者となった場合、その月から月割りで算定します。



6 所得の少ないかたなどの保険料軽減(平成26年度の場合)は

所得の少ないかたなどは、次のような場合に保険料が軽減されます。

■ 均等割額(46,800円)の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得金額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下の場合	8.5割	7,000円
うち被保険者全員が年金収入のみで、かつ80万円以下の世帯	9割	4,600円
33万円+(24万5千円×被保険者数)以下の場合	5割	23,400円
33万円+(45万円×被保険者数)以下の場合	2割	37,400円

■ 所得割額の軽減

所得が91万円(年金収入の場合211万円)以下のかた	所得割額が5割軽減
----------------------------	-----------

■ 被扶養者であったかたの軽減

この制度に加入する前日まで会社などの健康保険(国民健康保険は除く)の被扶養者だったかたは、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割減額され、年間保険料が4,600円となります。

※ 均等割額の軽減を受けられるか否かを判定する所得は、所得割額を計算するときの所得と次の点が異なります。

- ・ 65歳以上(昭和24年1月1日以前生まれ)の年金受給者は、年金所得から15万円が控除されます。
- ・ 土地・家屋等の譲渡所得は、特別控除前の金額で計算されます。
- ・ 事業所得は、専従者控除(専従者給与)を差し引く前の金額で計算されます。

※ 世帯主または被保険者で次の①~③に該当するかたは、毎年、「後期高齢者医療簡易申告書」を提出し、申告してください。申告がない場合は、上記の保険料軽減を受けられない場合がありますのでご注意ください。

- ① 確定申告または住民税を申告していないかた
- ② 控除対象配偶者や被扶養者のかた
- ③ 非課税となる収入(遺族年金・障害年金・被爆者健康管理手当など)のみを受給しているかた

7 保険料の納め方は

原則として年金からの天引きとなります。

ただし、年度途中で被保険者となったかたは、一定期間、年金からの天引きにはなりません。

■ 年金から天引きされるかた（「特別徴収」といいます。）

- ・ **対象者**：介護保険料が天引きされている年金の年額が18万円以上のかたで、介護保険料と当保険料額の合計額が年金受給額の2分の1を超えないかた。
- ・ **納め方**：年6回の年金支給の際、受給額から天引きします。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
●前年の所得が確定していないため仮に算定された額を徴収します。 (前々年の所得で算定) また、前年度から引き続き特別徴収のかたは前年度2月の保険料額と同額を仮徴収させていただきます。			●確定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回で徴収します。 (前年の所得で算定)		

<口座振替によるお支払いに切り替えることができます>

保険料を「特別徴収」によりお支払いいただいているかたは、申出により「口座振替」によるお支払いに変更できます。

- ・ 保険料総額は、特別徴収・口座振替いずれのお支払い方法でも変わりません。
- ・ 口座振替によるお支払いに変更した場合、**口座振替名義人のかたが所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除を受けられます。**

※ ご希望のかたは金融機関への口座振替を申込のうえ、別途、市役所への申出書の提出が必要です。 (申出書の提出がないと特別徴収が優先されます。)

■ 納付書で納めるかた（「普通徴収」といいます。）

- ・ **対象者**：①特別徴収の対象とならなかったかた。
②年度途中で被保険者となったかた。
- ・ **納め方**：7月から翌年3月まで9期に分けて納めることとなります。

※ 特別徴収のかたでも、所得の変更などにより保険料額が変更となったときは、年度途中から普通徴収へ変更となる場合があります。

※ 国民健康保険に加入されていたかたは、国保税は75歳到達月の前月までの課税となっていますので、重複して保険料を納めていただくということはありません。

※ 国民健康保険税を口座振替にされていたかたも、制度加入後、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される場合は、改めて口座振替の手続きを行っていただく必要があります。

※ 口座振替は、キャッシュカード（十八・親和・ゆうちょ銀行に限る。）をお持ちであれば、市役所でも手続きできます。（ペイジー口座振替受付サービスという。）

■ 保険料の払い戻し(還付)について

死亡、転出などによる資格喪失や所得の変更により保険料が変更となり、納めすぎが発生した場合は保険料を還付します。還付が発生した場合は、必要書類をお送りします。

■ 保険料を滞納すると

納入期限を過ぎると、まず督促状をお送りします。滞納が続くと有効期限の短い保険証（短期被保険者証）になる場合もあり、特別な理由もなく滞納すると差押などの処分を受けることがあります。納付が困難である場合は、長崎市収納課（電話 829-1130）までお早めにご相談ください。納付忘れにならないために、便利で、確実な口座振替をご利用ください。

8 健康診査を1年に1回受けましょう

生活習慣病を早期に発見するために4月から翌年3月までの期間に、**無料で1回健康診査を受けられます。** **検査内容：**問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査

受診方法：希望する医療機関に予約し、保険証を持参のうえ受診してください。

* 下記の実施医療機関以外にも、地区で実施されている集団健診や被爆者健診での同時実施も可能です。

* がん検診と同時に受診できる場合があります。詳細は広報ながさき4月号折込の『検診特集号』をご覧ください。

* お口いきいき健康支援（口腔ケア）も歯医者さんで無料受診できます。申し込み（平成26年12月19日期限）や実施歯科医院については、広域連合または後期高齢者医療室までお問い合わせください。

平成26年度後期高齢者医療健康診査 個別医療機関（50音順）

[H26.5月末現在]

医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名
清原龍内科	813-0005	川口	今村病院	824-2075	大浦	あ行		
倉田醫院内科婦人科	843-8211	小峰	入江医院	850-6815	畝刈	あいウーマンズクリニック	818-5318	五島
黒岩医院	821-9618	古	岩崎内科	828-5556	上	あおぞら内科クリニック	829-2100	元船
黒部医院	822-1590	片淵1	岩永医院	845-8666	平和	赤澤内科クリニック	845-3000	千歳
くわつか医院	849-1233	平和	岩永クリニック	862-3211	旭	赤司消化器クリニック	827-2161	桜
桑原医院	892-8500	布巻	岩永内科医院	837-0380	矢上	赤司内科消化器科医院	848-2525	若葉
光晴会病院	857-3533	葉山1	浦クリニック	824-2339	桶屋	秋山外科医院	871-5492	深堀1
こうの医院	850-6000	京泊3	浦野外科医院	856-2970	大園	秋山内科医院	836-0222	茂木
神浦診療所	0959-24-0180	神浦江川	浦山クリニック	826-2759	伊勢	あじさいクリニック	893-6000	銅座
河野内科医院	846-5101	川平	エキサイ会病院	824-0610	樺島	麻生外科医院	856-2255	滑石2
光風台病院	850-0001	鳴見台2	恵美須町病院	824-9131	恵美須	麻生整形外科医院	857-2055	横尾2
香焼民主診療所	871-0265	香焼	江良医院	844-0415	住吉	油木坂クリニック	845-5314	油木
小江原中央病院	846-1010	小江原2	大石共立病院	884-1111	琴海村松	阿部内科循環器科	832-2277	浜
古賀内科循環器科医院	857-8222	おおいし	おおいしクリニック	893-0229	脇岬	天野内科	894-8800	小江原2
古賀脳神経外科	818-6668	新大工	大浦診療所	821-1367	大浦	天本内科医院	823-8575	万才
国立長崎病院	823-2261	桜木	大久保医院	823-5996	新地	雨森内科医院	860-3800	西海
こもり内科医院	826-0846	恵美須	大久保病院	830-2131	戸石	有高クリニック	828-3770	万屋
小森内科クリニック	826-7655	上小島4	大坪クリニック	825-0092	桶屋	有富内科医院	861-1375	江の浦
さ行			おおつる内科医院	827-1222	中	粟津外科医院	826-9083	田上2
サイクサ外科医院	824-3193	新地	おおの整形外科	857-9933	大園	杏クリニック婦人科・内科・産科	824-5958	中
さかい循環器内科	850-5551	京泊3	大場内科消化器科医院	861-2252	光	飯田内科小児科医院	857-2153	横尾2
さかもとクリニック	833-1977	弁天	大宮医院	879-2222	平山台1	伊王島診療所	898-2300	伊王島2
坂本内科	878-0202	大竹	おがわクリニック	839-0180	田中	猪狩医院	865-1232	小瀬戸
櫻川循環器内科クリニック	833-0001	東	おぐし内科・眼科	849-6565	清水	池島診療所	0959-24-0211	池島
さくら内科	814-8480	城栄	奥平外科医院	861-5050	梁川	池田医院	892-0127	為石
サトウ医院	823-2365	籠	奥内科医院	822-5355	西山2	池田胃腸内科医院	822-7792	相生
佐藤整形外科医院	823-6511	大井手	おくの内科クリニック	855-8750	滑石3	池辺内科医院	822-1946	鍛冶屋
さとう内科医院	861-1477	富士見	押淵クリニック	827-2116	国分	石川内科クリニック	813-3933	矢上
しながわ内科クリニック	823-2662	愛宕2	小田循環器内科	822-8010	万屋	石丸内科胃腸科医院	849-2282	住吉
下田外科医院	845-3171	岡	落内科医院	824-2066	銅座	泉田外科	838-2256	宿
十善会病院	821-1214	籠	おにつか内科・消化器科	892-0823	為石	井石内科医院	856-8353	滑石2
じゅうばし内科医院	855-1084	滑石1	小濱産婦人科医院	822-1847	丸山	出口小児科内科医院	844-1079	花丘
尚生クリニック	848-8246	大橋	か行			井手外科医院	822-0670	樺島
しらはま整形外科クリニック	848-1986	けやき台	影浦内科医院	823-3555	勝山	井手内科医院	844-0065	平野
白髭内科医院	822-5620	片淵1	加藤医院	827-2216	油屋	井手内科クリニック	849-3115	家野
新里クリニック浦上	813-1234	茂里	上戸町病院	879-0705	上戸4	伊藤医院	847-5955	三芳
新里クリニック城山台	833-1234	立岩	カリタス中央診療所	0959-25-1555	西出津	伊藤クリニック	847-0018	大橋
杉田レディースクリニック	849-3040	松山	カリタス西長崎クリニック	840-1813	三京	伊藤デンタルクリニック本院	826-7112	万屋
すぎやま内科クリニック	814-3322	琴海村松	川原内科クリニック	855-3907	滑石3	いとう内科医院	856-6010	滑石3
すぎやま内科・消化器科	847-1222	千歳	かわはら内科循環器科	861-6111	花園	糸柳プレストクリニック	832-7000	新地
諏訪の杜クリニック	829-7000	桜馬場1	川本内科医院	839-8739	宿	いなさ内科・胃腸クリニック	864-1006	弁天
せいごうクリニック	865-1340	福田本	北里外科・肛門科クリニック	823-0330	魚の	井上内科医院	844-5018	大橋
聖フランシスコ病院	846-1888	小峰	木下内科医院	822-9266	江戸	井上病院	843-3777	宝
せとぐち医院	822-0366	下西山	木谷医院	822-2964	大浦	今村整形外科医院	839-1646	網場
せとぐち外科クリニック	822-1105	新地	木谷内科循環器クリニック	842-4500	坂本1	今村内科	822-1438	桜馬場1

平成26年度後期高齢者医療健康診査 個別医療機関 (50音順)

医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話	町名
まさき内科呼吸器クリニック	801-5908	銅座	中村内科医院	832-5511	上戸3	た行		
まつお医院	878-3230	上戸2	中村内科クリニック	864-1234	竹の久保	ダイヤランドまつぎクリニック	879-2200	ダイヤランド
松尾内科医院	825-0211	栄	中山クリニック	843-6881	赤迫1	田浦医院	884-1875	西海
松崎内科循環器科	811-0222	魚の	滑石まごころクリニック	894-8891	滑石5	田尾内科	850-7070	畝刈
松元クリニック	811-1035	新地	鳴見台山中クリニック	814-1171	鳴見台1	たかお内科クリニック	811-0077	銅座
松本産婦人科医院	845-5883	中園	にこみ整形外科医院	849-5991	小江原4	高島医院	865-1234	大浜
松本循環器科内科医院	879-2005	柳田	虹が丘病院	856-1112	虹が丘	高島診療所	896-2048	高島
まわたり内科医院	822-0101	西山2	西じま内科クリニック	821-1182	新地	たかすぎ内科クリニック	814-0296	橋口
三重診療所	850-1122	三重	西田内科胃腸内科医院	826-0982	油屋	高原中央病院	821-1212	諏訪
右田医院	839-5100	界1	西谷クリニック	884-3822	西海	たかひら内科循環器科	822-3030	大浦
みしま内科・消化器内科クリニック	814-0001	大手1	ニュー琴海病院	885-2016	琴海形上	田上病院	826-8186	田上2
三島内科医院	878-2121	上戸2	野田消化器クリニック	826-9252	浜	高村内科医院	822-4332	万屋
三菱長崎病院	828-4823	飽の浦	のぼる内科クリニック	843-1110	中園	たがわ内科	843-8002	浜口
みどりクリニック	844-7191	城栄	野母崎診療所	893-1100	野母	たくま医院	871-3478	深堀3
南長崎クリニック	827-3606	松が枝	のりむらクリニック	855-3911	葉山1	田栗レディースクリニック	844-1977	中園
三原台病院	846-8585	三原1	は行			竹下内科医院	847-0707	小江原2
宮川外科医院	822-5201	江戸	はざま神経内科・内科医院	822-4877	中川1	武田内科医院	846-9230	住吉
宮城外科医院	827-3333	築	橋本消化器クリニック	843-1666	平和	田島整形外科・外科・クリニック	845-4155	目覚
宮崎内科医院	845-0312	白鳥	長谷川医院	850-2000	京泊3	たじま内科・消化器科	822-0019	銅座
みやざき内科クリニック	832-2482	油屋	花丘診療所	848-9171	花丘	田中外科眼科クリニック	862-6580	宝栄
牟田医院	837-1301	矢上	羽野内科	0959-25-1500	上黒崎	谷川放射線科胃腸科医院	844-0417	若葉
牟田産婦人科	823-7148	万屋	馬場医院	823-5522	梅香崎	谷口医院	879-0119	毛井首
牟田内科・循環器科医院	823-6089	八幡	浜崎外科医院	861-6034	曙	千々岩医院	861-8318	水の浦
武藤内科医院	823-1822	寄合	浜崎内科クリニック	878-7122	小ヶ倉2	ちひろ内科クリニック	828-0118	馬
元永内科クリニック	838-7337	田中	濱辺外科クリニック	827-1799	下西山	中央クリニック	827-5566	古川
森医院	837-1255	中里	林医院	861-6262	弁天	千綿病院	839-2121	矢上
胃腸科もりクリニック	842-7660	松山	はやしだ内科	879-2520	新戸2	辻小児科内科医院	824-0924	興善
森つとむ内科	823-1768	籠	はらかわ内科クリニック	870-5512	扇	土山内科クリニック	824-5313	銅座
諸熊医院	827-6114	浜	原口医院	878-3535	鶴見台1	つつみ内科クリニック	862-7161	富士見
諸熊内科医院	846-3535	中園	原田医院	844-0594	平和	つのだ医院	839-7022	つじが丘1
や行			晴海台クリニック	892-1191	晴海台	釣船医院	839-9993	かき道3
矢上藤尾大坪外科胃腸科	814-9000	矢上	日浦病院	0959-25-0039	下黒崎	つるた医院	861-2221	花園
安井内科	865-5858	大浜	東町医院	839-9291	東	出口外科医院	824-7890	大浦
安中外科・脳神経外科医院	823-4813	丸山	ひぐち医院	823-1956	彦見	出島病院	822-2323	出島
山川内科	801-5858	岩屋	飛田内科クリニック	860-7777	琴海形上	哲翁内科医院	846-5563	浜口
山口内科医院	822-0251	銀屋	平田クリニック	845-6175	上野	東望大久保医院	839-8811	田中
山口内科・循環器内科	818-1333	竹の久保	平野医院	861-1212	弁天	飛永内科医院	846-8271	女の都3
山崎医院	841-0010	四杖	平松クリニック	878-7727	江川	富永小児科医院	838-6060	かき道3
やまさき内科医院	844-6913	千歳	ひろせ内科	855-4611	滑石1	朝長医院	885-2722	長浦
やました内科	861-3070	城山	深堀内科医院	878-1182	小ヶ倉3	な行		
山下内科呼吸器科	841-8226	千歳	福重外科医院	844-2402	若葉	永尾内科医院	861-6769	宝栄
山田医院	836-1116	茂木	福田医院	823-5071	鍛冶屋	中川外科医院	856-3320	岩屋
山田内科	845-0791	岩川	福田ゆたか外科医院	848-7151	浜口	中口内科医院	823-6334	弥生
山根内科胃腸科医院	823-6769	幸	藤井外科医院	836-3233	茂木	長崎あじさい病院	828-9777	大浦
山元内科	860-0061	柳谷	藤樹整形外科	822-1155	伊勢	長崎北徳洲会病院	857-3000	滑石1
ゆぎなり・クリニック	823-3330	新大工	藤瀬クリニック	865-6611	住吉	長崎記念病院	871-1515	深堀1
横瀬医院	845-3121	平野	藤田外科医院	878-5101	小ヶ倉1	長崎市医師会医療センター診療所	818-5600	栄
横田医院	857-2406	大園	淵レディスクリニック	822-1103	麴屋	長崎みなとメディカルセンター市民病院	822-3251	新地
横田医院	822-5005	桜馬場2	古市外科胃腸科医院	844-5555	緑が丘	長崎みなとメディカルセンター成人病センター	861-1111	淵
吉雄医院	861-3042	入船	古川宮田整形外科内科クリニック	846-0022	中園	長崎新港診療所	850-2822	京泊3
吉田医院	822-6817	桜馬場1	古田整形外科医院	878-2992	戸町4	長崎腎病院	824-1101	興善
吉弘医院	824-3303	松が枝	星子医院	878-5414	新戸1	ながさき内科・リウマチ科病院	822-3151	油屋
吉見内科胃腸科	841-8441	千歳	星野内科呼吸器科クリニック	847-2222	目覚	ながさきハートクリニック	818-4199	恵美須
ヨゼフクリニック	814-0212	坂本1	堀内形成整形外科医院	823-6638	片淵1	長崎みどり病院	833-1350	富士見
よなわ医院	856-2311	岩屋	本田内科医院	838-2066	中里	長崎友愛病院	892-0630	蚊焼
わ行			ま行			中島医院	865-0123	小瀬戸
和仁会病院	839-2051	中里	前川医院	856-2800	大園	中嶋クリニック	843-4545	三原2
わたべクリニック	827-6811	元船	前田内科クリニック	801-5288	田中	中西内科	820-2350	金屋
			牧医院	861-5413	東立神	中村小児科	842-2972	文教

9 こんなときの手続きは

No.	こんなとき	届出に必要なもの
1	一定の障がいのある65歳以上75歳未満のかたが、この制度に加入するとき	・現在加入している医療の保険証・印かん ・国民年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、障害年金証書、障害者手帳（精神）など
2	県外から転入してきたとき	・前年中の収入が分かる書類 ・負担区分等証明書・印かん
3	市外へ転出するとき	・保険証※県外転出の際は印かんも必要
4	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書・印かん
5	生活保護を受けるようになったとき	・保険証・保護開始決定通知書・印かん
6	保険証をなくしたとき (再交付)	・身分証明書（市民カード、介護保険証など） ・印かん※代理人の時は代理人の身分証明書も必要
7	死亡したとき ※葬祭を行ったかたに葬祭費（2万円）が支給されます。	・保険証・葬祭を行った証明（会葬御礼等）・葬祭を行った人の預金通帳と印かん
8	高額療養費支給申請	・保険証・支給対象者名義の預金通帳・印かん
9	療養費支給申請（補装具） 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代を全額支払ったとき、自己負担分を除いた額が支給されます。	・保険証・医師の証明書・領収書（明細）・支給対象者名義の預金通帳（本人以外へ支給希望の場合は委任状と代理人の身分証明書）・印かん
10	限度額適用・標準負担額減額認定申請 低所得Ⅱ（区分Ⅱ）の認定証をお持ちのかたが入院日数90日を超え再申請する場合	・保険証（老齢福祉年金受給者は年金証書） ・印かん ・保険証・印かん・限度額適用 標準負担額減額認定証・入院日数を確認できる書類（領収書など）
11	特定疾病認定申請	・保険証・特定疾病認定意見書・印かん
12	送付先を変更したいとき（長期入院などによる）	・保険証※代理人の時は代理人の身分証明書も必要
13	交通事故に遭って保険証を使用したとき	直接、後期高齢者医療室までお問い合わせください。
1～12の手続き場所		後期高齢者医療室（市役所本館2階）/行政センター/支所/地区事務所

※給付の手続きで、被保険者のかたが死亡している場合は、上記の手続きのほかに別途、ご家族から誓約書をいただく場合があります。

10 その他 こんなときも広域連合から給付が受けられます!!

- ①旅行先で保険証の提示をせず病院などの窓口で医療費を全額負担したとき。
- ②医師の指示で、緊急、かつ、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送（他に手段がない離島での船舶による移送など）に費用がかかったとき。
- ③保険診療外のはり、きゅうの施術を受けたとき。
- ④在宅診療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したとき。

=お問い合わせはこちらへ=

長崎市後期高齢者医療室（電話095-829-1139）

長崎県後期高齢者医療広域連合（電話095-816-3930）

信じない!!
誘導されない!!
操作しない!!

多発する還付金詐欺にご注意を!!

医療費などの還付があると偽り、電話で誘導したATMで預金通帳やキャッシュカードから指定口座に現金を振り込ませるといった悪質な手口が、全国的に後を絶ちません。

不審に感じたら、まずは、いったん、電話を切ってから後期高齢者医療室までご連絡ください。